

佐世保市監査委員公表第8号

財政援助団体等監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、財政援助団体等監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和8年3月19日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員 井 上 友 子



公益財団法人 佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンター 分

監査結果報告書

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 公益財団法人 佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンター
- 3 監査の期間 令和8年2月12日から令和8年3月17日まで
- 4 実施内容

佐世保市の出えん団体であり、佐世保市労働福祉センターの管理運営業務の代行を指定され、令和6年度に補助金を交付した公益財団法人 佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の令和6年度における出納その他の事務が定款及び規則等に則り適正に行われているか、関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の着眼点

経済部（商工労働課）

- (1) 出えん目的等は妥当か。
- (2) 出えんによる権利は決算書類に適正に表示されているか。
- (3) 証書等の保管は良好か。
- (4) 出えん者としての権利行使は適切に行われているか。
- (5) 出えん団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切に行われているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 施設の利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- (9) 補助金交付事務は適正か。

センター

- (1) 定款等諸規程は整備されているか。
- (2) 出えん目的に沿った事業運営が行われているか。
- (3) 経営成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- (4) 財政状態は良好か。
- (5) 関係帳簿の整備、記帳は適切か。また領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (6) 会計経理及び財産管理は適正か。
- (7) 資金の運用は適正か。また、経費節減は図られているか。
- (8) 協定に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (9) 利用促進のための努力はなされているか。
- (10) 補助金の実績報告書は決算諸表等と符合するか。

6 監査の結果

経済部（商工労働課）

- (1) センターは、中小企業勤労者及びその家族に対し、総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者等の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的として設立されたものであることから、出えん目的等は妥当であった。
- (2) 出えん金は決算書類（財産に関する調書）に適正に表示されていた。
- (3) 証書の保管は良好であった。
- (4) 理事長である副市長及び理事である経済部長は理事会に、評議員である経済部商工労働課長は評議員会に、また商工労働課の職員はオブザーバーとして理事会及び評議員会に出席し、事業報告や収支決算報告等の審議を通して出えん者としての権利行使は適切に行われていた。
- (5) 経営成績及び財政状態を把握し、指導監督を行っていた。
- (6) 事業報告書の点検は適切に行われていた。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、必要な指示を行っていた。
- (8) 施設の利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めていた。
- (9) 補助金交付事務は適正に行われていた。

センター

- (1) 定款等諸規程は整備されていた。
- (2) センターの事業運営は出えん目的に沿って適正に行われていた。
- (3) 経営成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されていた。
- (4) 経営分析の結果、財政状況は良好であった。なお、公益目的事業費率は50%以上であり、公益目的事業を主たる目的とした事業運営がなされていた。
- (5) 関係帳簿の整備、記帳は適切であり、領収書等の証拠書類の整備、保存も適切に行われていた。
- (6) 会計経理及び財産管理は、規則等に沿って適正に行われていた。
- (7) 資金の運用は適正であり、経費節減も図られていた。
- (8) 協定に基づく義務の履行は適切に行われていた。
- (9) 会員に広く還元できる助成事業の充実などにより、利用促進に努めていた。
また、ラジオでの広報や、新規会員紹介の特典を会報誌へ掲載し、入会促進を図るなどの努力がなされており、会員数は年々増加していた。
- (10) 補助金の実績報告書は決算諸表等と符合していた。

【センター】の概要は次のとおりである。

1 事業の内容

(1) 事業の目的

センターは、中小企業勤労者及びその家族（以下「中小企業勤労者等」という。）に対し、総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業者勤労者等の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興及び、地域社会の活性化に寄与することを目的としている。

(2) 事業の現況

センターは、上記の目的を達するために次の事業を行っている。

(公益目的事業)

- ア 中小企業勤労者等の生活安定に係る事業
 - イ 中小企業勤労者等の健康の維持増進に係る事業
 - ウ 中小企業勤労者等の老後生活の安定に係る事業
 - エ 中小企業勤労者等の自己啓発、余暇活動に係る事業
 - オ その他この法人の公益目的を達成するために必要な事業
- (その他の事業)
- ア 佐世保市労働福祉センターの指定管理受託業務
 - イ その他公益目的事業の推進に資するために必要な事業

(3) 市との関係

佐世保市は、任意団体であった中小企業勤労者福祉サービスセンターの、平成13年4月13日の財団法人設立に際し、30,000千円を出えんしている。また、センターの運営を助成するため、令和6年度に事業費補助金として12,500千円、佐世保市労働福祉センター運営委託料として24,923千円を支出している。

(4) 組織

センターは、次のとおり構成されている。(令和8年2月現在)

